

港湾法（昭和二十五年第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、広島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成十九年九月二十日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 港湾計画の変更の概要

平成十一年四月十五日付け広島県報によってその概要を公告した広島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 外郭施設計画

地区名	施設及び規模
宇品	元宇品沖防波堤 延長二二〇メートル 元宇品北防波堤 延長一五〇メートル

2 小型船だまり計画

地区名	施設及び規模
坂	物揚場 水深二メートル 延長六〇メートル 埠頭用地 一ヘクタール

既定計画の削除

地区名	施設及び規模
宇品	元宇品北防波堤 延長一六〇メートル

3 港湾環境整備施設計画

既定計画の削除

地区名	施設及び規模
坂	緑地 二ヘクタール

4 土地造成及び土地利用計画

(一) 土地造成

既定計画の削除

地区名	施設及び規模
坂	都市機能用地 三ヘクタール
海田	工業用地 二ヘクタール

(二) 土地利用計画

地区名	施設及び規模
宇品	交流厚生用地 七ヘクタール 緑地 二三ヘクタール

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾企画整備室（広島市中区基町一〇番五二号）